

平成20年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(商法)

第1問

子会社による親会社株式の取得および保有、ならびに子会社による親会社の株主総会における議決権の行使について、会社法はどのような規制をおいているか、またそれほどのような趣旨に基づくものか、説明しなさい。

(配点：50点)

(商法)

第2問

公開会社である Y 株式会社では定款において、議決権行使の代理人を株主に限る旨を定めていた。X は、Y 会社の株主であるが、かねてより Y 会社の経営拡大方針に疑問を持っており、予定されている定時株主総会（以下、「本件株主総会」という）に際しても、経営拡大のための新規取引に関する事前質問状を出していた。X は、株主総会当日の会社側からの説明を聞いて情報を集め、問題にする点が見つければ株主代表訴訟（株式会社における責任追及等の訴え）を提起しようと考えていた。本件株主総会の招集通知には、報告事項として事業報告と計算書類の内容報告の件が、決議事項として取締役再任の件、及び取締役、監査役の報酬額改定の件が挙げられていた。ところが、のちに、X は、本件株主総会当日には他の用事のため株主総会には出席できないこととなった。そこで、X は、本件株主総会における議決権行使を弁護士である A に委任した。A は総会当日、X からの委任状を携帯して受付に赴いたが、株主でないことを理由として株主総会への出席を Y 会社から拒絶された。

以上の状況のもとで、考え得る法的問題点を挙げて、X、Y が主張すると思われる点に配慮しながら自分の考えを述べなさい。

(配点：50点)